

平成24年度 事務事業外部評価委員会公開審査資料一覧

No.	部	所属	事業名	補助金等項目	ページ数	
					事務事業シート	補助金等評価シート
1	環境清掃部	環境保全課	地球温暖化対策の推進	太陽光発電システム設置補助	事務事業シート	P1・2
					補助金等評価シート	P3・4
				省エネナビ設置補助	事務事業シート	P1・2
					補助金等評価シート	P5・6
2	教育総務部	社会教育課	青少年団体育成	子ども会交歓会事業補助金	事務事業シート	P7・8
					補助金等評価シート	P9・10
3	教育総務部	指導課	大田区教育研究会補助	大田区教育研究会に対する補助金	事務事業シート	P11・12
					補助金等評価シート	P13・14
4	教育総務部	学務課	館山さざなみ学校	-	事務事業シート	P15・16
5	地域振興部	地域振興課	指定保養施設	指定保養施設補助金	事務事業シート	P17・18
					補助金等評価シート	P19・20
6	地域振興部	地域振興課	消費者への情報提供・支援	消費者問題研究助成金	事務事業シート	P21・22
					補助金等評価シート	P23・24
				生活展実行委員会運営費補助金	事務事業シート	P25・26
					補助金等評価シート	P27・28
7	福祉部	福祉管理課	奨学金	-	事務事業シート	P29・30
8	福祉部	高齢福祉課	ひとり暮らし高齢者支援事業	-	事務事業シート	P31・32
9	福祉部	高齢福祉課	老人クラブ運営助成	老人クラブ運営助成	事務事業シート	P33・34
					補助金等評価シート	P35～38
10	産業経済部	産業振興課	新製品・新技術開発支援事業	新製品・新技術開発支援事業補助金	事務事業シート	P39・40
					補助金等評価シート	P41～43
11	産業経済部	産業振興課	商店街活性化推進事業	活性化推進事業	事務事業シート	P44～46
					補助金等評価シート	P47～49
12	産業経済部	産業振興課	商店街再生支援事業	商店街再生事業実施補助金	事務事業シート	P50・51
					補助金等評価シート	P52・53

NO. 1 平成24年度 事務事業シート

担当部課	環境清掃部 環境保全課						
予算科目	款	環境清掃費	項	環境保全費	目	環境対策費	
小事業名	地球温暖化対策の推進						
根拠法令等	地球温暖化対策の推進に関する法律 大田区住宅用太陽エネルギー利用機器の設置に係る補助金交付要綱 大田区地球温暖化対策省エネルギー設備設置等に係る補助金交付要綱						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託(指定管理者含む) 委託先(<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> その他) (委託先:)						
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 (補助先: 太陽エネルギー利用機器および省エネルギー設備を設置した区民等)						
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (大田区地球温暖化対策地域協議会との協働)						
事業概要	目的 (何のために行うのか)	経済活動の拡大に伴って二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが人為的に大量に大気中に排出されることで、地球が過度に温暖化し、地球全体の気候に変動をもたらす、生態系や生活に大きな影響を及ぼすおそれが生じており、この地球温暖化に対する対策が世界的な課題となっている。このような状況を踏まえ大田区でも、地球温暖化対策の一環として区民・事業者等に対して、普及啓発事業、補助金交付事業等を実施する。また区民、自治会・町会、事業者、区民活動団体、行政など地域を構成する様々な主体が相互に連携・協働して地球温暖化防止への取組みを実施する。					
	対象 (誰・何が対象か)	【普及啓発事業】 区民・事業者 【補助金交付事業】 太陽エネルギー利用機器および省エネルギー設備を設置した区民等 【地球温暖化対策地域協議会】 区民、自治会・町会、事業者、区民活動団体等					
	事業内容 (手段・手法など)	【普及啓発事業】 打ち水大会、パネル展、環境カレンダー・環境家計簿等 【補助金交付事業】 太陽光パネル、太陽熱温水器、太陽熱ソーラーシステム、省エネナビ 【大田区地球温暖化対策地域協議会】 節電チャレンジ、環境イベント出展、リーフレット作成等					
	事業開始年度	平成20年度					
コスト(円)	24年度		人件費内訳			従事職員数	
	事業費	108,467,000 円	}	職員構成	平均人件費×従事職員数		
	人件費	31,585,936 円		担当正職員	29,418,728 円		4.00人
	合計	140,052,936 円		再任用(短時間)再雇用	2,167,208 円		0.60人
事業費内訳 (24年度予算:節・細節) ※単位:円	報償費 418,000円(地球温暖化対策地域協議会会長・副会長等謝礼) 食糧費 9,000円(地球温暖化対策地域協議会お茶代) 消耗品費 877,000円(地球温暖化対策地域協議会普及啓発事業費、普及啓発事業費) 印刷製本費 1,503,000円(地球温暖化対策地域協議会普及啓発リーフレット等) 負担金 10,000円(グリーン購入ネットワーク会費) 補助及び交付金 105,650,000円(太陽光発電システム、省エネナビ)						
事業費・財源内訳 ※単位:円	年度	事業費(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
	21年度	124,102,561				124,102,561	
	22年度	119,202,741		3,040,000		116,162,741	
	23年度	102,828,149				102,828,149	
	24年度(予算)	108,467,000				108,467,000	
課題(担当課として捉えている課題について)	【補助金交付事業】 太陽光発電システムの需要が高まる中で、区民ニーズに応え、いかに効果的に普及促進させていくか。 【普及啓発事業】 より効果的な普及啓発事業の検討 【地球温暖化対策地域協議会】 様々な主体による委員構成という特性を活かした協議会運営を実施し、より効果的な温暖化防止への取組みが求められている。						
比較参考値(他自治体等での類似事業の例など)	【補助金交付事業】 23区中19区が実施 (未実施:世田谷区、渋谷区、中野区、江戸川区) 【普及啓発事業】 23区全区が実施 【地球温暖化対策地域協議会】 12区が設置						
目指す成果 (今後どのような状況にしたいか、可能な限り定量的に記入)	「大田区環境基本計画」(H24.3)に基づく平成32年度における目標値 ①大田区における温室効果ガス排出量 : 2,200千 t-CO2 ※t-CO2:温室効果ガスの排出量を重量で示している。 ②太陽光発電システムの設置件数 : 3,400件						
達成状況 (「目指す成果」に対して、実施・達成した状況を可能な限り定量的に記入)	①大田区における温室効果ガス排出量 : 3,261 千 t-CO2 (平成20年度実績) ②太陽光発電システムの設置件数 : 1,314件 (平成23年度末現在)						

NO. 1 平成24年度 事務事業シート

【事務事業の評価】

所管部局の評価

評価内容・理由

事業の必要性

行政施策としての妥当性の検証	
そもそも区が実施すべき事業であるか	【補助金交付事業】区内における温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギー導入促進施策として有効である。 【普及啓発事業】国・都のみならず区においても実施すべきと考える。 【地球温暖化対策地域協議会】区民、自治会・町会、事業者、区民活動団体等と協働で実施している。
区の事業で類似事業はないか	なし
事業の継続に足るニーズが依然として存在しているか	【補助金交付事業】大震災以降、区民の関心が高まっている。 【普及啓発事業・地球温暖化対策地域協議会】温室効果ガス削減に向け、さらに強化する必要がある。
終了期限を設けるべきではないか	【補助金交付事業】再生可能エネルギーの更なる普及促進が求められている状況から現時点で終了期限を設けることは困難と考える。ただし、市場価格の動向などを踏まえ補助金単価の見直しは毎年実施する。 【普及啓発事業・地球温暖化対策地域協議会】現時点で終了期限を設けることは困難である。
事業実施は区の任意が義務的なものか。義務的な場合の理由・根拠は何か	【補助金交付事業・普及啓発事業・地球温暖化対策地域協議会】区の独自事業として実施している。
公民の役割分担の検証	
民間の供給の充実により区の事業を廃止できないか	【補助金交付事業】普及促進により価格の低減が十分に達成された場合は、将来的に廃止することも可能。
事業廃止の影響	
事業を廃止した場合、どのような影響が出るか	【補助金交付事業】区内における再生可能エネルギー導入促進の減速が予想される。 【普及啓発事業・地球温暖化対策地域協議会】区としての温暖化対策に対する姿勢を問われる。

事業の効率性

効率的な実施手法の検討	
事務経費を削減できないか	【補助金交付事業】補助単価については、市場価格の推移等により見直し可能であり、従来から実施している。 【普及啓発活動】事業開始当初は委託によりイベント等を実施していたが、現在は商店街など他の主体との協働実施により経費削減に努めている。 【地球温暖化対策地域協議会】発足当初はコンサル会社に運営を委託していたが、現在は事務局で実施中。事業実施についても他の主体との協働実施により経費削減に努めている。
少ない人数で実施する方法はないか、実施している事業所を減らせないか	【補助金交付事業・普及啓発事業・地球温暖化対策地域協議会】最少人数で実施している。
業務委託、指定管理、再任用再雇用職員の活用ができないか	【補助金交付事業・普及啓発事業・地球温暖化対策地域協議会】現在、再任用職員を1名配置している。
より費用対効果の高い代替策はないか	【補助金交付事業・普及啓発事業・地球温暖化対策地域協議会】現在、費用対効果の高い方法で実施している。
適正な利用者負担の導入	
利用者負担を導入した場合、どのような負担割合が想定できるか	-
利用者負担を導入した場合どのような影響があるか	-
国、都補助金の導入	
事業内容を国、都の交付基準に合わせることで補助金が導入できないか	現在の事業で国、都の補助金に合致する制度はない。
事業水準の見直し	
他の自治体と比較事業の水準(対象、給付水準、自己負担割合等)は適切か	補助金交付事業:他自治体と比較して適切な水準である。 普及啓発活動:温室効果ガス削減に向け更に強化する必要がある。
対象の範囲を狭められないか、狭めた場合どのような影響があるか	対象範囲を狭めた場合、区内における再生可能エネルギー導入促進の減速が予想される。
給付水準等を引き下げられないか、引き下げた場合どのような影響があるか	補助額を引き下げた場合、区内における再生可能エネルギー導入促進の減速が予想される。

事業の優先度

事業実施時期の検討	
事業開始を延伸できないか、その場合どのような影響があるか(すでに実施されている事業については記入不要)	
事業の優先度	
<input type="checkbox"/> 非常に高い <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 非常に低い	

事業の見直し

見直し内容	【補助金交付事業】太陽光発電については区民の関心が高く、今後ともできるだけ多くの区民に制度を利用してもらえるよう、補助金単価や補助限度額の見直しを実施する。	
財政効果(概算額)	■財政効果なし □歳出削減額(おおよそ 円) □歳入増加額(おおよそ 円)	
見直し内容の実現に向けたスケジュール(合意形成、激変緩和措置のプロセスなど)		
年度	目標	具体的取組み
平成24年度	補助金単価の見直し	市場価格の状況を踏まえ補助金単価を見直す。
平成25年度	補助金単価の見直し	同上
平成26年度以降	補助金単価の見直し	同上

補助金等評価シート(表面)										
補助金等の名称		太陽光発電システム設置補助				担当課		環境保全課		
計画上の位置づけ		「おおた未来プラン」 施策3-2-1地球に優しいまちをつくります ②環境意識の啓発 - エコライフの普及 「大田区環境基本計画」 基本目標C 低炭素社会の構築 3再生可能エネルギー等の導入拡大								
根拠法令		大田区住宅用太陽エネルギー利用機器の設置に係る補助金交付要綱								
補助目的		区内の住宅に太陽エネルギー利用機器を設置した方に、その経費の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの導入促進を図る。								
事業内容		○対象者:太陽エネルギー利用機器設置者 ○対象機器:太陽光発電システム、太陽熱温水器、太陽熱ソーラーシステム ○補助額: 太陽光発電システム 1kWあたり 50,000円 上限 30万円 太陽熱温水器 1㎡あたり 9,000円 上限 10万円 太陽熱ソーラーシステム 1㎡あたり 16,500円 上限 20万円								
過去の見直し状況		【H22年度】太陽光発電システム補助単価 10万円 ⇒ 7万円 【H23年度】太陽光発電システム補助限度額 70万円 ⇒ 49万円 【H24年度】太陽光発電システム補助単価 7万円 ⇒ 5万円 太陽光発電システム補助限度額 49万円 ⇒ 30万円								
交付先		区民、法人、マンション管理組合				交付開始年度		平成 21 年		
交付団体数 (申請団体数)		1,076件		交付・申請団体数の推移		【H21年度】315件 【H22年度】415件 【H23年度】346件				
交付先の特定		3特定、固定化していない								
補助項目		4その他								
補助率の要綱規定		3無		補助率		%				
国/都基準の上乗せ・横だし				上乗せ・横だし内容						
		22年度実績(決算) 円		23年度実績(決算) 円		24年度予算 円				
補助金額		111,242,680		101,429,320		105,650,000				
内訳	補助割合%	国費								
		都費								
		そのほか								
		一般財源		111,242,680		101,429,320		105,650,000		
24年度予算の算定根拠		@50,000(補助単価) × 4.0kW(平均規模) × 528件(見込件数)								
コスト	24年度		人件費内訳				従事職員数			
	補助金額		105,650,000 円		職員構成				平均人件費 × 従事職員数	
	人件費		7,281,135 円		担当正職員				7,281,135 円	
合計		112,931,135 円		再任用・再雇用		0 円		0 人		
比較参考値		①【東京都】太陽光発電システム 1kWあたり 100,000円 上限 100万円 【国】太陽光発電システム 1kWあたり 30,000円もしくは35,000円 上限 30万円もしくは35万円 ②本区と他自治体とのサービス水準の比較 ② 他の自治体と比較して適切な水準である。								
交付決定方法等										
①交付対象・申請方法		交付対象:太陽エネルギー利用機器設置者 申請方法:申請様式および必要書類								
②交付要件		・区内の住宅に新規に設置されたものであること ・未使用品であること ・当該住宅の用に供すること ・電力需給開始日が指定期間内であること								
③審査基準		-								
④補助金額算定方法		設置機器の規模に単価を乗じて算定								

補助金等評価シート(裏面)		
検証項目(はい:○、いいえ:×、該当なし:-)		判定
事業の性質	国・都の補助金制度に基づくものであり、区が独自に制度変更することが困難である。	×
	他の自治体等との調整により、制度を運用しているため、独自に制度変更することが困難である。	×
	事業終了時期が決まっている。	×
	債務負担行為が設定されている。	×
	法律や制度により交付対象団体が特定されている。	×
公益性・必要性・適時性 補助の目的、内容に公益性かつ必要性が認められる。	区の政策や行政目的を達成するために補助の必要がある。	○
	事業目的が区の政策上の位置づけと整合している。	○
	社会、経済情勢の変化に即答し区民ニーズに適合している。	○
	区内部や民間において対象や要件が類似した他の事業がある。 <small>事業名</small>	×
有効性 補助効果があり、他の手法ではなく補助によることが事業目的の実現のため最適である。	事業実施により想定した効果が認められる。	○
	補助金額に見合う効果が期待できる。	○
	補助する事業・活動に先見性や発展性が見られる。	○
妥当性・経済性 対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である。	対象となる経費や単価、補助率などが交付要綱等において明確化されており、必要最小限である。	○
	補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されている。	○
公平性(公正性)	事業の効果が広く区民に波及するものである。	○
	補助対象とその他の区民、団体との間で公平性が保たれている。	×
	補助金等交付決定は、適正、公平な審査を行っている。	○
適正性	団体等の会計処理及び用途が適切に執行されている(適正な監査機能)。	-
	事務局の所在が適切である。	-
	決算において、実質的に繰越金又は余剰金等が補助金額を超えていない。	-
	交付先団体において自主財源収入増加の努力をしている。	-
	所管課から収入増加努力の要請をしている。	-
	補助金と委託金との区分が明確化されている。	-
	交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない)。	-
補助効果の測定方法	①太陽光発電システム設置件数の累計値 ②太陽光発電システム設置によるCO2削減量	
現在の補助目的達成状況	①太陽光発電システム設置件数 「大田区環境基本計画」(H24.3)に基づく平成32年度における目標値 : 3,400件 - ① 設置件数 : 1,314件(平成23年度末現在) - ② 達成率(②/①) : 38.6% ※「おおた未来プラン」に基づく平成30年度における目標値 : 3,000件 達成率 43.8% ②太陽光発電システム設置によるCO2削減量 目標値 : 8,976t-CO2 実績 : 3,473t-CO2 達成率 38.7%	
現状の問題点(評価結果)	太陽光発電システムの需要が高まる中で、区民ニーズに応え、いかに効果的に普及促進をさせていくか。	
所管課自己評価		
評価の結果	<input type="checkbox"/> 廃止・休止 <input type="checkbox"/> 縮小・統合 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 現行どおり継続 <input type="checkbox"/> 拡充	
自己評価を踏まえた見直し内容 ※見直し内容、理由を記入してください。 (例) 補助経費・項目の精査 補助期間の適正化 自立の促進 効果検証方法の改善 包括補助制度の導入検討	24年度	補助単価・補助限度額の検証
	25年度	同上
	26年度以降	同上

補助金等評価シート(表面)

補助金等の名称	省エネナビ設置補助	担当課	環境保全課		
計画上の位置づけ	「大田区10か年基本計画」 施策3-2-1地球に優しいまちをつくります ②環境意識の啓発 - エコライフの普及				
根拠法令	大田区地球温暖化対策省エネルギー設備設置等に係る補助金交付要綱				
補助目的	区内の住宅に省エネルギー推進のための設備を設置する者に対して、経費の一部を補助することにより、地球温暖化対策の推進を図る。				
事業内容	○対象者:省エネルギー設備設置者 ○対象機器:省エネナビ ○補助額: 省エネナビ 定額 10,000円				
過去の見直し状況					
交付先	区民	交付開始年度	平成 21 年		
交付団体数 (申請団体数)	6件	交付・申請団体数の推移	【H21年度】1件 【H22年度】1件 【H23年度】4件		
交付先の特定	3特定、固定化していない				
補助項目	4その他				
補助率の要綱規定	3無	補助率	%		
国/都基準の上乗せ・横だし	上乗せ・横だし内容				
	22年度実績(決算) 円	23年度実績(決算) 円	24年度予算 円		
補助金額	10,000	40,000	50,000		
内訳	国費				
	都費				
	そのほか				
	一般財源	10,000	40,000	50,000	
24年度予算の算定根拠	@10,000 (補助単価) × 5件(見込件数)				
コスト	24年度		人件費内訳	従事職員数	
	補助金額	50,000 円	職員構成		平均人件費 × 従事職員数
	人件費	73,547 円	担当正職員		73,547 円
	合計	123,547 円	再任用・再雇用	0 円	
比較参考値	①	なし			
①他自治体での類似補助事業の例	②	-			
②本区と他自治体とのサービス水準の比較					
交付決定方法等					
①交付対象・申請方法	交付対象:省エネ設備設置者 申請方法:申請様式および必要書類				
②交付要件	・財団法人省エネルギーセンターに省エネナビとして登録された機器であること ・区内の住宅に新規に設置されたものであること ・未使用品であること ・当該住宅の用に供すること ・大田区の補助を受けて設置した太陽エネルギー利用機器の付属品でないこと ・設置時期が指定期間内であること				
③審査基準	-				
④補助金額算定方法	定額				

補助金等評価シート(裏面)		
検証項目(はい:○、いいえ:×、該当なし:-)		判定
事業の性質	国・都の補助金制度に基づくものであり、区が独自に制度変更することが困難である。	×
	他の自治体等との調整により、制度を運用しているため、独自に制度変更することが困難である。	×
	事業終了時期が決まっている。	×
	債務負担行為が設定されている。	×
	法律や制度により交付対象団体が特定されている。	×
公益性・必要性・適時性 補助の目的、内容に公益性かつ必要性が認められる。	区の政策や行政目的を達成するために補助の必要がある。	○
	事業目的が区の政策上の位置づけと整合している。	○
	社会、経済情勢の変化に即答し区民ニーズに適合している。	○
	区内部や民間において対象や要件が類似した他の事業がある。事業名	×
有効性 補助効果があり、他の手法ではなく補助によることが事業目的の実現のため最適である。	事業実施により想定した効果が認められる。	○
	補助金額に見合う効果が期待できる。	○
	補助する事業・活動に先見性や発展性が見られる。	○
妥当性・経済性 対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である。	対象となる経費や単価、補助率などが交付要綱等において明確化されており、必要最小限である。	○
	補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されている。	○
公平性(公正性)	事業の効果が広く区民に波及するものである。	○
	補助対象とその他の区民、団体との間で公平性が保たれている。	○
	補助金等交付決定は、適正、公平な審査を行っている。	○
適正性	団体等の会計処理及び使途が適切に執行されている(適正な監査機能)。	-
	事務局の所在が適切である。	-
	決算において、実質的に繰越金又は余剰金等が補助金額を超えていない。	-
	交付先団体において自主財源収入増加の努力をしている。	-
	所管課から収入増加努力の要請をしている。	-
	補助金と委託金との区分が明確化されている。	-
	交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない)。	-
補助効果の測定方法	省エネナビ設置件数 (補助交付件数、太陽光発電システム付属機器として設置された件数、ガス給湯器付属機器として設置された件数の合計)	
現在の補助目的達成状況	「大田区10か年基本計画」に基づく平成30年度における目標値 : 1,500件 - ① 省エネナビの設置件数 : 374件(平成23年度末現在) - ② 達成率(②/①) : 24.9%	
現状の問題点 (評価結果)	・省エネナビは、太陽光発電システムの付属機器として普及が進みつつある一方、販路が主に通信販売であることや分電盤への接続が複雑であるため、単体としての導入が進まないのが現状。	
所管課自己評価		
評価の結果	<input type="checkbox"/> 廃止・休止 <input type="checkbox"/> 縮小・統合 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 現行どおり継続 <input type="checkbox"/> 拡充	
自己評価を踏まえた見直し内容 ※見直し内容、理由を記入してください。 (例) 補助経費・項目の精査 補助期間の適正化 自立の促進 効果検証方法の改善 包括補助制度の導入検討	24年度	補助対象機器の検討
	25年度	同上
	26年度以降	同上

NO.2 平成24年度 事務事業シート

担当部課	社会教育課							
予算科目	款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費		
小事業名	青少年団体育成 (1.大田区子ども会リーダー保険 2.大田区子ども会交歓会)					(定義) ○子ども会:区内で活動する地域の子ども会、少年少女団体(ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団)、スポーツ団体等、小中学生を主な構成員とする団体。 ○地域の子ども会:子ども会単体。 ○少年少女団体:ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団 ○少年少女団体等:少年少女団体(ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団)及びスポーツ団体。 ○大田区少年少女団体協議会:昭和25年結成。当時の加盟団体数は22団体。協議会の自発的な活動の一環として、第1回子ども会ガーデンパーティーを開催。区は共催。区内の地域の子ども会、海洋少年団、ガールスカウト、ボーイスカウトの連合体をもって構成するが、平成9年に子ども会連合会が解散し、それ以降は、海洋少年団、ガールスカウト、ボーイスカウトの3団体のみとなった。 ※子ども会連合会:地域の子ども会の連合体。		
根拠法令等	2.大田区子ども会交歓会→ 大田区子ども会交歓会実施における補助金交付要綱(H21.4.1施)							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施(1.大田区子ども会リーダー保険)							
	<input type="checkbox"/> 業務委託(指定管理者含む) 委託先(<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> その他) (委託先:)							
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金(2.大田区子ども会交歓会) (補助先:大田区少年少女団体協議会)							
事業概要	目的 (何のために行うのか)	青少年団体の育成と活動の推進のために以下の事業を実施する。 1.→区内の地域の子ども会や少年少女団体等の指導者が安心して団体活動に関われるように、区が損害賠償責任保険、傷害保険を内容とした保険を契約している。 2.→(大田区少年少女団体協議会が運営実施することにより)、各団体等の子どもたちの交流を深め、地域活動の一環として「楽しく集える」場を提供する。						
	対象 (誰・何が対象か)	1.→メンバーが5名以上で、その過半数が小～中学生子どもたち(区内在住)で構成されている地域の子ども会や少年少女団体等のリーダー(指導者) 2.→区内で活動する地域の子ども会、少年少女団体(ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団)、スポーツ団体等、小中学生を主な構成員とする団体。小学生とその保護者。						
	事業内容 (手段・手法など)	1.→損害賠償責任保険と傷害保険をセットした保険。保険期間は、6月1日～翌年5月31日。 2.→年1回、毎年テーマを決め、それにちなんだゲームに参加することで、子どもたちが交流を深め、社会(仲間)への参加を認める。						
	事業開始年度	1.→昭和60年 2.→昭和32年(平成14年度までは委託事業。平成15年度から補助事業)						
コスト(円)	24年度		人件費内訳		従事職員数			
	事業費	1,347,000 円	}	職員構成		平均人件費×従事職員数		
	人件費	2,034,404 円		担当正職員			1,470,936 円	0.20人
	合計	3,381,404 円		再任用(短時間)再雇用			563,468 円	0.20人
事業費内訳 (24年度予算:節・細節) ※単位:円	需用費 5,000円 役務費 772,000円 負担金、補助及び交付 570,000円							
事業費・財源内訳 ※単位:円	年度	事業費(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
	21年度	1,368,401				1,368,401		
	22年度	1,352,000				1,352,000		
	23年度	1,341,200				1,341,200		
	24年度(予算)	1,347,000				1,347,000		
課題(担当課として捉えている課題について)	2.→参加団体が少年少女団体(ボーイ・ガールスカウト、海洋少年団)に集中しているので、他分野の団体から参加者を増やしたい。							
比較参考値(他自治体等での類似事業の例など)	1.→品川区:生涯学習ボランティア保険(子ども会等の育成者(指導者)のための傷害保険と損害賠償責任保険。保険料は区が負担。) 目黒区:地域活動団体損害賠償責任保険(区内の地域活動団体の指導者のための損害賠償責任保険。青少年団体育成を目標とする団体も含まれる。保険料は区が全額負担。) 港区:ボランティア保険(港区青少年関係団体指導者等賠償責任保険)(区で活動する青少年育成関係団体(PTA・子ども会・少年スポーツ団体等)の責任者や指導者のための賠償責任保険と傷害保険。区が保険料を全額負担。) 2.→子ども会連合会に対する補助や、個別の事業に補助する事例はあるが、事業の性質が異なるため比較が難しい。 (事例)*渋谷区 ボーイスカウト・ガールスカウトに事業共催分担金785千円 *目黒区 ボーイスカウト指導者派遣80千円、ボーイスカウト地区ラリー委託231千円							
目指す成果 (今後どのような状況にしたいか、可能な限り定量的に記入)	1.→区が損害賠償責任保険、傷害保険を契約することで、区内の地域の子ども会や少年少女団体等の指導者が安心して団体活動に関われ、活動がより活発になること。 2.→参加団体が少年少女団体(ボーイ・ガールスカウト、海洋少年団)に集中しているので、他分野の団体から参加者を増やし、交流を深め、それぞれの活動がより活発化、充実化すること。							
達成状況 (「目指す成果」に対して、実施・達成した状況を可能な限り定量的に記入)	1.→区が損害賠償責任保険、傷害保険を契約することで、区内の地域の子ども会や少年少女団体等の指導者が安心して団体活動に関わることができており、目的を達成していると考える。 2.→平成22・23年度は、少年少女団体(ボーイ・ガールスカウト、海洋少年団)を中心に29団体が参加しており、団体相互の交流・交歓を図るという目的は果たしている。							

NO.2 平成24年度 事務事業シート

【事務事業の評価】

所管部局の評価

評価内容・理由

事業の必要性

行政施策としての妥当性の検証

そもそも区が実施すべき事業であるか

1.2→大田区が行う青少年健全育成施策の重点事業の一つとして「子ども会活動などへの支援」があり、その中の中心事業である。

区の事業で類似事業はないか

1→ない
2→子どもを対象としたイベントはある(子どもガーデンパーティー)が、団体間の交流を図ることを目的とした類似事業はない。

事業の継続に足るニーズが依然として存在しているか

1→登録団体数は平成21年度に121団体、22年度に115団体、23年度に110団体となっている。
2→各団体の交流を図ることで健全育成につなげる事業は他にないため、継続が必要と考える。

終了期限を設けるべきではないか

1→青少年健全育成にかかる支援につき、終了期限はない。
2→現状、各団体の交流を図ることで健全育成につなげる事業は他にないため、終了期限の設定にはなじまない。

事業実施は区の任意か義務的なものか。義務的な場合の理由・根拠は何か

1→任意だが、未来プランの個別目標である、「未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします」地域力を活かし、人に優しいまちを区民主体で実現します」に沿った事業である。
2→任意。

市民の役割分担の検証

民間の供給の充実により区の事業を廃止できないか

1→「スポーツ安全保険」への加入を子ども会リーダー保険に併せて案内しているが、保障内容は低い。
2→収益事業ではなく、民間参入の余地が無いため困難。

事業廃止の影響

事業を廃止した場合、どのような影響が出るか

1→平成21年度実績で17件、1,004,000円、22年度実績で11件、1,474,000円(23年は集計中)の傷害保険金の給付がある。保険料を個人負担にした場合、子ども会等のリーダーに安心してなることができず、地域の子どもの活動に支障が出る。
2→地域の少年少女団体の交流の場が無くなる。

事業の効率性

効率的な実施手法の検討

事務経費を削減できないか

1→保険引き受け会社の選定に当たっては、見積り合わせを必ず行い経費の削減に努めている。
2→区の関与としては補助金支出事務のみ。

少ない人数で実施する方法はないか、実施している事業所を減らせないか

1→現在は事故の際の対応を保険会社に委任しており、区の業務は保険の周知と受付のみである。
2→補助金支出のみの事務である。

業務委託、指定管理、再任用再雇用職員の活用ができないか

1→再雇用職員が担当している。
2→区の関与としては補助金支出事務のみ。

より費用対効果の高い代替策はないか

2→ない。

適正な利用者負担の導入

利用者負担を導入した場合、どのような負担割合が想定できるか

1→年間保険料額を加入(予定)団体数または指導員数で割った額。
2→子どもを対象としたイベントであり、利用者負担にはなじまない。

利用者負担を導入した場合どのような影響があるか

1→事業目的の通り、地域の子どもの活動のリーダーが安心して活動に取り組めるためのものである。負担金が発生した場合、リーダーのなり手が減少し、地域活動に支障が出る恐れがある。また、収納金に対する事務が発生し、この人件費の増大やシステム作りが改めて必要になる。
2→イベント自体が成り立たなくなる可能性がある。

国、都補助金の導入

事業内容を国、都の交付基準に合わせることで補助金が導入できないか

1→補助金の制度はない。
2→国・都の施策ではない。

事業水準の見直し

他の自治体と比較事業の水準(対象、給付水準、自己負担割合等)は適切か

1→各自自治体とも同様の制度があり、利用者負担はない。給付水準については様々である。
2→子ども会連合会に対する補助や、個別の事業に補助する事例はあるが、事業の性質が異なるため比較が難しい。

対象の範囲を狭められないか、狭めた場合どのような影響があるか

1→補償内容を損害賠償に絞る選択肢もあるが、傷害が補償外になると指導者の安心感を確保できない。
2→現状での開催が適切。

給付水準等を引き下げられないか、引き下げた場合どのような影響があるか

1→指導者の安心感を確保できない。
2→持ち出しが増えると事業が成り立たなくなる可能性が高い。

事業の優先度

事業実施時期の検討

事業開始を延伸できないか、その場合どのような影響があるか(すでに実施されている事業については記入不要)

1→契約済
2→実行委員会開催済

事業の優先度

■非常に高い □高い □どちらともいえない □低い □非常に低い

1→区内で実際に活動している団体が対象であり、事故等に対する保険料の支払も毎年発生していることから、リーダーが安心して地域活動に取り組める環境をつくるために、事業の継続は必要である。
2→各団体同士の交流を深められる事業は他にないため、重要と考える。

事業の見直し

見直し内容

1→保険料に対して、毎年の保険支払金額が高額となっていることから、保険引受会社から保険料の増額、または保障内容の見直しが求められている。見積り合わせの結果、現在の保険引き受け会社よりも低料金の設定であり、ここが撤退した場合、この事業に対する費用(保険金)が大幅に増える。現行の状態を維持するのが最も費用対効果が高いと考える。
2→参加団体が少年少女団体(ボーイ・ガールスカウト、海洋少年団)に集中しているため、他分野の団体と一般の子ども参加者を増やしたい。来年度は「子ども会リーダー保険」の申込受付時に交歓会への参加を呼びかける、開催時期をイベントの重要な10月を避けるなど、少年少女団体協議会に提案していく。

財政効果(概算額)

■財政効果なし □歳出削減額(おおよそ 円) □歳入増加額(おおよそ 円)

見直し内容の実現に向けたスケジュール(合意形成、激変緩和措置のプロセスなど)

年度	目標	具体的取組み
平成24年度	1→保険給付内容(傷害保険)の検討 2→開催の要領について、少年少女団体協議会と協議	1→他自治体の同様の保険の内容精査。保険金給付事例の精査。 2→交歓会の実施に当たり、他団体への呼びかけや、開催時期をイベントの重要な10月を避けるなど、少年少女団体協議会に提案していく。
平成25年度	1→保険給付内容(傷害保険)の見直し	1→給付内容、保険料について保険会社と協議し、見直しする。
平成26年度以降		